

外国為替検査不備事項指摘等事例集

平成30年7月6日

財務省国際局調査課

為替実査室

法令等の略称表記等について

本稿においては、法令等の略称を次のように表記する。

外国為替及び外国貿易法	外為法
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
外国為替検査マニュアル	検査マニュアル

なお、本稿の不備事例がそれぞれいつ公表されたものかは次のように表記する。

- ①……………平成21年6月30日公表の不備事例集
(平成15年1月から平成21年6月までに実施した外国為替検査での指摘事例等)
- ②……………平成24年6月29日公表の不備事例集
(平成21年7月から平成24年6月までに実施した外国為替検査での指摘事例等)
- ③……………平成29年10月2日公表の不備事例集
(平成24年7月から平成29年9月までに実施した外国為替検査での指摘事例等)

目 次

外国為替検査不備事項指摘等事例集の目的	1
I. 内部管理体制関係	1
1. 遵守体制が機能しているか否かのチェック体制の整備状況について	1
2. 規定の整備状況について	2
3. 報告義務について	2
II. 資産凍結等経済制裁関係	3
1. 「制裁対象者リスト」の整備について	3
2. 預金口座名義（顧客情報）の管理について	3
3. 既存預金口座の照合について	4
4. 睡眠口座等の照合について	6
5. 新規の預金口座開設の際の確認について	6
6. 制裁対象者に対する支払の管理状況等について	7
7. 外国為替取引に係る銀行等の確認義務について	8
8. 貿易に関する支払規制及び資金使途規制への対応について	10
9. 確認結果の記録について	15
10. 邦銀の海外支店における資産凍結等経済制裁への対応について	16
11. 海外の本支店等との間で行う支払等について	17
12. 事務委託先における資産凍結等経済制裁への対応について	17
III-1. 金融機関等の本人確認義務関係	18
III-2. 金融機関等の両替業務に係る取引時確認義務関係	18
IV. 特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）経理等関係	19
V. 両替業務に係る疑わしい取引の届出義務関係	20
VI. 外国為替取引に係る通知義務関係	21
1. 外国為替取引に係る本人特定事項等の通知について	21
2. 中継銀行にスイフト電文の作成・発信を依頼する際の通知事項の明確化について	22

外国為替検査不備事項指摘等事例集

外国為替検査不備事項指摘等事例集の目的

外国為替検査不備事項指摘等事例集（以下「不備事例集」という。）は、金融機関等に対し実施した外国為替検査等から発覚した外為法及び犯収法の遵守状況に関する不備事項のうち、主なものを要約してまとめたものであり、金融機関等が外為法令等遵守のための内部管理体制の充実・強化に自主的に取り組む際に、参考資料として利用されることを目的としたものである。

すでに不備事例集は3回（平成21年6月、平成24年6月及び平成29年10月）公表しているところ、今般、これらに掲載した事例を統合し、改めて公表することとしたため、外為法及び犯収法の遵守のための参考資料として引き続き利用されたい。

I. 内部管理体制関係

1. 遵守体制が機能しているか否かのチェック体制の整備状況について

[検査マニュアル（別添1）I. 3. 3-2、（別添2）I. 3.]

検査マニュアルにおいては、資産凍結等責任者に対し、外為法令等の規定に違反する事例があった場合には、発生の原因を分析し、コンプライアンス統括部門、各業務部門、事務部門、営業店等の関係部店間を調整し、再発防止の措置を講じ、資産凍結等経済制裁に関する外為法令の規定を確実に遵守する体制を整備することを求めている。

検査において指摘した事項

- (1) 前回検査において指摘した資産凍結等経済制裁への対応に関する不備事項が改善されておらず、資産凍結等責任者による関係各部署間の調整及び外為法令の遵守に係る体制整備が不十分であった。 (2)
- (2) 外務省告示により資産凍結等経済制裁対象者（以下「制裁対象者」という。）が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合の既存預金口座の照合（以下「既存預金口座の照合」という。）について、コンプライアンス統括部門と照合担当部門との調整不足により直ちに確認が行われていない事例があり、外為法令の規定を確実に遵守する体制が不十分であった。 (2)

2. 規定の整備状況について

[検査マニュアル(別添1) I. 2.、(別添2) I. 2.、(別添3-2) I. 2.、(別添5) I. 2.]

資産凍結等経済制裁に関する外為法令や両替業務における外為法及び犯収法上の義務(取引時確認義務等、本人確認義務等及び疑わしい取引の届出義務等)を遵守するために、具体的な事務手順が規定されている必要がある。また、資産凍結等経済制裁や両替業務の義務の内容の変更等にあわせて事務規定の改訂が行われている必要がある。

検査において指摘した事項

- (1) 事務規定において、資産凍結等経済制裁に関する事項が一部整備されていなかった。(そのため、担当者の外為法令等の遵守に係る事務処理の理解が不十分であり、外為法第17条に基づく銀行等の確認義務(以下「銀行等の確認義務」という。)の履行が適切に行われていなかった。) (2)
- (2) 平成22年8月にイランに対する資金使途規制が強化されたにもかかわらず、事務規定が改訂されていなかった。(2)
- (3) 事務規定において、両替業務における取引時確認義務等、本人確認義務等及び疑わしい取引の届出義務等に関する整備が不十分であった。(そのため、担当者の外為法令等の遵守に係る事務処理の理解が不十分であり、両替業務における諸義務が適切に履行されていなかった。) (3)

3. 報告義務について

[検査マニュアル(別添1) I. 2.(2)]

検査マニュアルにおいては、コンプライアンス・マニュアルにて、外為法第6章の2に規定する報告義務に関する規定についても遵守すべき法令等として位置付けることを求めている。

検査において指摘した事項

イランとの間の支払及び支払の受領に関する確認義務の履行状況に係る特別の報告が求められた場合において、イランから本邦へ向けた支払の受領に係る確認義務の履行状況について、一部の取引が報告されていなかった。(2)

Ⅱ. 資産凍結等経済制裁関係

1. 「制裁対象者リスト」の整備について

[検査マニュアル（別添2）Ⅱ. 1.(2)]

外務省告示により制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、制裁対象者の氏名、住所等の情報を有する「制裁対象者リスト」を更新して、預金取引や送金業務等を取り扱う営業部店が制裁対象者との取引か否かを確認するため、活用できるよう直ちに整備する必要がある。

また、「制裁対象者リスト」は、制裁対象者の氏名（別称を含む）、住所等告示の内容が正確に記録されており、かつ電磁的な方法により検索できるものに限られる。

なお、自動照合システムの導入や切り替えを行う際には、「制裁対象者リスト」が当該システムに正しく登録されていることの確認を行う必要がある。

検査において指摘した事項

- (1) 制裁対象者の別称や我が国独自制裁に係る制裁対象者等が脱漏している「制裁対象者リスト」を使用していたことから、制裁対象者との取引か否かの確認が一部適切に行われていなかった。 (2)
- (2) 送金を実行する際に使用する自動照合システムを切り替えた際、切り替え後の当該システムに登録すべき「制裁対象者リスト」について、制裁対象者に関する情報が大量に脱漏したことにより、当該リストを用いた照合が不十分なものとなっていた。 (3)

2. 預金口座名義（顧客情報）の管理について

[検査マニュアル（別添2）Ⅱ. 2.]

外務省告示による制裁対象者の指定は、英語名及び仮名名により指定されているが、国際連合安全保障理事会決議による制裁対象者の指定は、基本的には英語名にて指定されている。そのため、検査マニュアルにおいては、既存預金口座の照合を適切に行うために、非居住者預金口座及び居住者である外国人でアルファベットで表記された氏名又は名称による管理が適当と認められる預金口座については、本人確認書類を基に仮名名に加えてアルファベットで表記された氏名又は名称につい

でも情報システム等に登録することを求めている。

また、検査マニュアルにおいては、本人確認書類により明らかに外国人であると判断できる氏名の預金口座については、本人確認書類を基にアルファベット名を情報システム等に登録することを求めている。そのため、情報システム等に登録するにあたっては、本人確認書類に氏名として記載されている全ての語を、省略せずに登録する必要がある。

検査において指摘した事項

- (1) 顧客から提示又は送付を受けた本人確認書類にアルファベット名が記載されており、アルファベット名による管理が適当であると認められる預金口座であるにもかかわらず、アルファベット名の登録がされていなかったことから、適切な照合が行われていなかった。 (①)
- (2) 預金口座の管理にあたり、外国人等アルファベット名による管理が適当と認められる預金口座について、名義を構成する単語の一部を省略して登録していた。 (②)

3. 既存預金口座の照合について

(1) 照合基準

[検査マニュアル(別添2)Ⅱ. 3.(2)]

検査マニュアルにおいては、既存預金口座の照合を適切に行うため、仮名名のみならずアルファベットで表記された氏名又は名称の情報を用いて、完全一致の場合のみを検索するのではなく、単語毎に検索するなどにより、類似する預金口座名義を抽出した上で、幅広い候補から順次絞り込みを行っていく等の照合を行い、金融機関における事務リスク管理の観点から照合内容及び照合結果を記録する必要があるとしている。

検査において指摘した事項

- ① 既存預金口座の照合において、アルファベット名が登録されていたにもかかわらず、仮名名のみでの照合しか行っていなかったため、アルファベット名で登録されていた制裁対象者の預金口座があることを看過していた。 (①)
- ② 既存預金口座の照合において、金融機関名義の預金口座については、制裁対象者の預金口座はないとの先入観により照合対象としていなかったことから、制裁対象者の

預金口座があることを看過していた。(1)

- ③ 既存預金口座の照合において、追加された制裁対象者の情報に生年月日情報がある場合、まず生年月日情報で照合・抽出した後、当該生年月日合致者に対してのみ名義照合を行っていたことから、制裁対象者と同一名義の預金口座があることを看過していた。(2)
- ④ 既存預金口座の照合において、当該照合が制裁対象者の氏名の先頭単語のみによる検索や完全一致検索でしか行われていなかった。(2)
- ⑤ 既存預金口座の照合において、制裁対象者の別称による照合が行われていなかった。(2)
- ⑥ 既存預金口座の照合において、顧客の名義を複数の欄にて管理していたところ、一部の欄のみを対象に照合を行っていたことから、制裁対象者と同一名義の預金口座があることを看過していた。(2)

(2) 照合の対象となる預金口座の範囲

[検査マニュアル (別添2) II. 3.(2) ①]

照合の対象となる預金口座の範囲には、非居住者預金口座に加え居住者である外国人口座が含まれている必要がある。これは、資産凍結等経済制裁措置の確実な実施を図る観点から、管理している居住者預金口座に制裁対象者が紛れていないかを確認するためであり、外国人のように居住性を正確に管理することが困難な者の預金口座については、照合の対象となる預金口座の範囲に含める必要がある。

検査において指摘した事項

既存預金口座の照合において、全預金口座から外国人名義の預金口座を抽出し照合の対象としていたところ、外国人登録証明書にて本人確認した顧客のみを抽出し、それ以外の本人確認書類により本人確認した外国人顧客については抽出を行わないとする方法であったことから、一部の外国人名義預金口座に対し照合を行っていなかった。(2)

(3) 類似名義等が発見された場合の対応

[検査マニュアル (別添2) II. 3.(2) ④]

照合の結果、告示により資産凍結等経済制裁の対象とされた氏名・名称と同一の

預金口座名義又は類似する預金口座名義が発見された場合、預金者が資産凍結等経済制裁対象の個人・団体そのものであるかどうかについては、預金口座開設時の本人確認記録や入出金状況等から最終的な判断を行う必要がある。

当該判断にあたり、資産凍結等経済制裁対象に該当するかどうか判然としない場合には、通常の預金口座と区分して管理するとともに、入出金等本人と接触する機会等をとらえて新たに本人に関するより詳細な情報を入手し、資産凍結等経済制裁対象に該当するかどうかの判定を行う必要がある。

検査において指摘した事項

照合の結果、類似名義として抽出された預金口座について、預金口座開設時の本人確認記録や入出金状況等のより詳細な情報を用いた制裁対象者か否かの確認が行なわれていなかった。(2)

4. 睡眠口座等の照合について

[検査マニュアル(別添2)Ⅱ.3.(2)①ロ(注)]

検査マニュアルにおいては、長期間預入れ及び払出しのない、いわゆる睡眠口座等については、預金口座の管理を行う情報システム等に情報が残されておらず、制裁対象者名義の照合の対象とすることが困難である場合にあっては、顧客から当該預金口座からの払出し請求がなされた際に、制裁対象者か否かを確認することについて事務規定に明確に定めることを求めている。

これは、払出し請求を行った顧客が制裁対象者に該当した場合、睡眠口座等からの払出しであっても外為法上の許可が必要であるためである。

検査において指摘した事項

預金口座の管理を行う情報システム等に顧客情報が残されていない睡眠口座等の払出し時に、顧客が制裁対象者か否かの確認を行っていないかった。(3)

5. 新規の預金口座開設の際の確認について

[検査マニュアル(別添2)Ⅱ.3.(3)]

検査マニュアルにおいては、非居住者及び外国人名の顧客に係る新規の預金口座開設の際に、当該預金口座開設者が制裁対象者か否かを確認するにあたり、「制裁

対象者リスト」により検索し、検索においては、単語毎に検索するなど類似する名義を抽出した上で幅広い候補から順次絞り込みを行っていく等の確認を行う必要があるとしている。

検査において指摘した事項

- ① 外国人名義（漢字圏の外国人を含む）の新規預金口座開設に際し、制裁対象者か否かの確認を行っていなかった。（②）
- ② 外国人名義の新規預金口座開設に際し、当該預金口座開設者が制裁対象者か否かを確認するにあたり、顧客の氏名の先頭単語のみによる検索や完全一致検索でしか当該確認を行っていなかった。（②）
- ③ 外国人名義の新規預金口座開設に際し、本人確認書類においてアルファベット名が表記されていたにもかかわらず、仮名名のみの照合となっており、アルファベット名による照合を行っていなかった。（②）

（注）本人確認書類にアルファベット名が表記されておらず、アルファベット名の把握が困難である外国人名については、仮名名の情報を用いた名義照合を行うことで差し支えない。

6. 制裁対象者に対する支払の管理状況等について

[検査マニュアル（別添2）Ⅱ. 4.、5.]

金融機関に制裁対象者に該当する名義の預金口座がある場合には、当該預金の払出しについては、外為法の許可を得た上で行うこととなっていることから、検査マニュアルにおいては、金融機関における資産凍結等責任者等が外為法上の許可を確認し、払出しの承認を行った後でなければできないような体制を整備することを求めている。預金利息の入金や預金口座からの口座取扱手数料を引き落とし等資金が相手方に直接渡らない場合であっても、外為法上は支払又は資本取引に該当し、許可を要する場合があることについても注意を要する。

また、資産凍結等経済制裁対象の預金口座に対しては、すべての入出金を停止するコードを設定する等により、外為法上の許可を得ることなく入出金が行われることを防止する必要があるため、預金口座の管理を行う情報システムの設定コード等を確認し、すべての入出金を停止することが可能かどうか検証を行う必要がある。

なお、北朝鮮に対する支払の原則禁止措置の対象となる支払についても同様に、

外為法上の許可が必要となる場合があることから、預金口座の相続が発生した場合には、相続人の氏名のみならず住所等についても確認を行う必要がある。

検査において指摘した事項

- ① 制裁対象者の預金口座として当該預金口座を凍結していたものの、外為法上の許可を得ないで口座取扱手数料を引き落としていた。 (①)
- ② 既存預金口座の名義照合の結果、資産凍結等経済制裁対象の預金口座が認められた場合、対象口座の凍結処理を行うこととしていたが、手続上、凍結処理を行った後も預金の払出しが可能な取扱いとなっていた。 (③)
- ③ 既存預金口座の名義照合の結果、資産凍結等経済制裁対象の預金口座が認められた場合、対象口座の凍結処理を行うための手続を定めたが、同手続の周知徹底が図られておらず、誤って預金利息を当該口座に入金した。 (①、③)
- ④ 預金口座の相続が発生した際に、外為法上の許可を得ることなく北朝鮮に住所を有する相続人に対する支払を行っていた。 (③)

<参考1>制裁対象者の預金口座からの資金の引き落としは、預金契約に基づく債権の消滅に係る取引に該当するものであり、外為法第21条の許可を要する。

<参考2>制裁対象者の預金口座への付利は、外為法上、金融機関から制裁対象者に対する支払に該当するものであり、外為法第16条の許可を要する。

7. 外国為替取引に係る銀行等の確認義務について

(1) 必要情報の把握について

[検査マニュアル(別添2)Ⅱ. 7. (1) ①]

検査マニュアルにおいては、貿易に関する支払規制等も含む資産凍結等経済制裁対象の送金ではないことの確認(外為法上の許可を要するかの確認)を行うために、必要な送金目的、送金人及び受取人の氏名・名称、住所・本店所在地(国)等の情報(以下「必要情報」という。)を把握する必要があるとしている。

また、北朝鮮に対する支払の原則禁止措置を踏まえ、北朝鮮近隣都市向けの送金については慎重な確認を要する可能性もあることから、北朝鮮隣接国向けの送金に係る受取人及び被仕向銀行支店等の住所若しくは居所又は所在地については都市名まで把握する必要がある。

検査において指摘した事項

- ① 電話回線、インターネット等を経由して顧客から受け付けた仕向送金において、受取人の住所若しくは居所又は所在地を把握することなく当該仕向送金を実行していた。(3)
- ② 送金依頼書に記載する必要情報が、受取人氏名、受取国及び送金目的に留まっており、受取人の住所若しくは居所又は所在地を把握することなく仕向送金を実行していた。(3)

(2) 制裁対象者に対する支払規制への対応

[検査マニュアル(別添2)Ⅱ.7.(1)②]

検査マニュアルにおいては、「自動照合システム」を用いている送金取扱金融機関等においては、当該システムの機能及び特性を考慮し、制裁対象者への送金ではないことの適切な確認が行えるよう、当該システムの設定を調整する等の管理を行う必要があるとしている。

<参考>「自動照合システム」とは、制裁対象者に対する送金でないことを確認するために、受取人等の氏名、住所等検索の対象となる情報と「制裁対象者リスト」内の情報との類似性があらかじめ設定された一定の比率以上となる場合に、当該検索の対象の情報を有する送金に係る事務処理を自動的に中断するプログラムが組み込まれた情報システムのことをいう。

他方、「自動照合システム」を用いていない金融機関においては、事務リスク管理の観点から、顧客から依頼を受けた営業部店の担当者及び送金事務に係る責任部署の担当者のそれぞれが、制裁対象者に該当するか否かの確認について、電磁的な方法(表計算ソフト等)により作成された制裁対象者の氏名、住所等の情報を有する「制裁対象者リスト」を利用して、完全一致の場合のみを検索するのではなく、単語毎に検索するなど類似する情報を抽出した上で、幅広い候補から順次絞り込みを行っていくなどの適切な確認を行うことを求めている。なお、他の送金取扱金融機関等の「自動照合システム」による確認が行われる場合については、顧客から依頼を受けた確認義務を負う仕向銀行として、営業部店の担当者又は送金事務に係る責任部署の担当者どちらか一方が行えばよいとしている。

検査において指摘した事項

イ. 「自動照合システム」を導入している場合

- ① 受取人等氏名の先頭単語のみを検索する自動照合システムを使用していたことから、幅広い候補からの絞り込みが行われていなかった。(②)
- ② 制裁対象者への送金ではないことの確認業務を外部委託していたが、受託者が使用する自動照合システムが完全一致検索による確認となっていることを把握していなかった。(②)

(注) 「自動照合システム」を導入している場合であっても、信用状なし荷為替手形決済については、スイフト電文に受取人名称等の情報が含まれていない場合が多いことから、そのような場合には、船積書類等が本邦の銀行に到着した際などに、担当者が「制裁対象者リスト」を用いて海外の受取人名称について制裁対象者であるか否かの確認を行う必要がある。

ロ. 「自動照合システム」を導入していない場合

- ① 受取人等が資産凍結等経済制裁の対象に該当するか否かの確認について、完全一致による確認のみが行われており、単語毎に検索するなど類似する情報を抽出した上で、幅広い候補から順次絞り込みを行っていくなどの適切な確認がなされていなかった。(①)
- ② 複数の送金人、受取人をそれぞれ一人の名前に取りまとめて行う「取りまとめ送金」を取り扱った結果、送金依頼書に記載のある送金人、受取人以外の本来の送金人や受取人が制裁対象者に該当するか否かの確認が行われていなかった(送金依頼書に記載のある送金人以外の本来の送金人の本人確認及び通知義務についても適切に履行されていなかった)。(①)

8. 貿易に関する支払規制及び資金使途規制への対応について

(1) 必要情報の把握について

[検査マニュアル(別添2)Ⅱ. 7. (1)③、④、⑤]

検査マニュアルにおいては、貿易に関する支払規制の特殊性に鑑み、資産凍結等経済制裁に該当する送金ではないことを確認するために、必要な仕向国、送金目的、輸入貨物の原産地及び船積地域等の必要情報を把握(顧客の口頭による申告も含む。)することを求めている。

また、貿易に関する支払規制の内容を顧客に説明し、これに対し顧客からこの規制に関連するものではない旨の申告が行われた場合も必要情報の把握が行われたものとして扱うこととしている。

なお、資金使途規制が行われている場合には、送金取扱金融機関等に対し、顧客の支払等が当該規制に抵触するものか否かの確認を行うために、送金目的、被仕向銀行その他の必要情報を把握すること（顧客からの申告を含む。）を求めている。

検査において指摘した事項

イ. 貿易に関する支払規制に係る銀行等の確認義務について

- ① 送金先が貿易に関する支払規制の対象国とされている北朝鮮関連であると判断できる送金についてのみ原産地及び船積地域を確認すれば足りるとの誤認により、それ以外の送金については原産地及び船積地域の確認が行われず、輸入代金等の送金に係る確認義務の履行が適切になされていなかった。 (1)
- ② 北朝鮮における主要産品についてのみ原産地及び船積地域の確認を行えばよいとの誤認により、それ以外については品目の把握にとどまり、原産地及び船積地域の確認が行われず、輸入代金等の送金に係る確認義務の履行が適切になされていなかった。 (1)
- ③ 貿易に関する支払規制への対応についての事務規定がなく、当該規制への対応に係る担当者の認識が十分ではなかったことから、輸入代金送金に係る原産地及び船積地域の確認が行われていなかった。 (2)
- ④ 送金先が、貿易に関する支払規制の対象国とされている北朝鮮の隣接国である場合のみ原産地及び船積地域を確認すれば足りるとの誤認により、その他の仕向国の送金については原産地及び船積地域の確認が行われていなかった。 (2)

ロ. 資金使途規制に係る銀行等の確認義務について

- ① 送金依頼書により受け付けた送金について、資金使途規制に抵触するか否かの確認にあたっては、送金目的を確認することとしていたが、送金目的欄が未記入であるにもかかわらず、取り扱う外国人顧客の大半は郷里送金を行っていると判断し、顧客に送金目的を確認することなく送金を実行していた。 (2)
- ② 顧客からインターネット等を経由して受け付けた送金について、資金使途規

制に抵触するか否かの確認にあたっては、NNK (Not North Korea) 等の記載により顧客から資金用途規制に関連するものではない旨の申告を受けてこれを確認することとしていたが、顧客による当該申告がないにもかかわらず、送金を実行していた。(②)

(2) 慎重な確認について

[検査マニュアル (別添 2) II. 7.(1) ③、④]

検査マニュアルにおいては、貿易に関する支払規制及び資金用途規制（以下「貿易規制等」という。）において、顧客から送金目的(送金目的が貿易の場合は更に商品名、原産地、船積地等)、受取人・被仕向銀行の住所・所在地等の必要情報を把握した上で、規制に抵触するか否かの確認を行うと共に、顧客から得た必要情報の真偽に疑いがある場合又は貿易規制等に抵触することが考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合には、売買契約書、輸入許可書又は船荷証券等送金の理由となる資料の提示等を求め、確認を行うことを求めている。

また、把握した情報の真偽に疑いがある場合等の例示として、「顧客の送金内容に貿易に関する支払規制の関連が疑われる商品名、国・地域・都市名の記載がある仕向送金」及び「顧客の過去の取引状況に照らして、貿易に関する支払規制の関連が疑われる仕向送金」を挙げている。

資金用途規制が行われている場合、外国の被仕向銀行、外国の送金受取人の住所又は送金目的等の必要情報から、仕向送金の内容の真偽に疑いがある場合又は明らかに特定国に関連する取引と認められる場合には、顧客に対して、その内容等を確認するために必要な資料の提示等を求めた上で、慎重な確認を行うことを求めている。なお、被仕向送金についても、原則として、仕向送金と同様の確認を行う必要があるとしている。

検査において指摘した事項

イ. 貿易に関する支払規制に係る慎重な確認

- ① 過去、北朝鮮への輸入代金等の送金を継続的に行っていた顧客について、送金目的の申告内容から、貿易規制等に抵触することが容易に想定され、慎重な確認が必要であるにもかかわらず、送金目的に係る資料の提示等を求めずに確認義務の履行を終えていた。(①)
- ② 輸入代金送金に際し、顧客の送金内容に貿易に関する支払規制への関連が疑

われる商品名の記載があるにもかかわらず、慎重な確認を行っていなかった。

(2)

③ 過去の取引状況に照らして貿易に関する支払規制の関連が疑われる顧客による仕向送金及び被仕向送金であるにもかかわらず、慎重な確認を行っていなかった。(2)

④ 北朝鮮との関連が疑われる仕向送金において、その内容等を確認するために必要な資料の提示等を求めた上で慎重な確認を行う必要があったにもかかわらず、当該確認を適切に行うことなく当該仕向送金を実行していた。(3)

(注1) 北朝鮮関連の外為法違反(平成30年7月6日現在)があった輸入品のうち、北朝鮮の特産品と認められる「アサリ」、「ウニ」、「さるとりいばらの葉」及び「松茸」については慎重な確認が必要であることに留意。

ロ. 資金使途規制に係る慎重な確認

① イランを原産地とする商品の仲介貿易代金の支払に係る仕向送金を行うに際し、資金使途規制に抵触するものか否か慎重な確認を行っていなかった。(2)

② イランからの被仕向送金であるにもかかわらず、慎重な確認を行っていなかった。(2)

(注2) 被仕向送金については、北朝鮮に対する資金使途規制に関し、金融機関等は全ての被仕向送金について資金使途規制に係る確認が必要である一方、イランに対する資金使途規制に関しては、イランからの被仕向送金に限定されている。

(3) 資金使途規制に関連する単語の有無の確認

[検査マニュアル(別添2)Ⅱ.7.(1)④]

検査マニュアルにおいては、自動照合システムを導入している場合は、資金使途規制に関連する単語を適切に登録し、当該単語が検出された送金について慎重な確認を行うことを求めている。他方、自動照合システムを導入していない場合においては、送金依頼書や送金に係るスワフト電文等の中に資金使途規制に関連する単語の有無を確認し、当該単語があった場合には、慎重な確認を行うことを求めている。

資金使途規制に関連する単語とは、当該資金使途規制の規制対象国を本店所在地とする銀行の名称やスワフトコード、当該規制対象国の国名・都市名及び特定の活

動に関連する単語をいう。

なお、被仕向送金に係る確認については、原則として、仕向送金と同様、仕向銀行及び送金目的その他の情報を把握し、当該規制に抵触するものか否か確認を行う必要があるが、それが困難な場合には、上記のとおり資金用途規制に関連する単語の有無の確認を適切に行っていれば差し支えないこととしている。

検査において指摘した事項

- ① 自動照合システムに、資金用途規制対象国の都市名及び特定の活動に関連する単語が登録されておらず、当該規制に係る確認が不十分であった。(②)
 - ② 一部の仕向送金が自動照合システムの照合対象となっていなかったため、これらの送金について資金用途規制に関連する単語の有無が確認されていなかった。(②)
 - ③ 自動照合システムを導入していない金融機関において、被仕向送金の資金を受取人に入金する前に、当該被仕向送金に係るスイフト電文の中に資金用途規制に関連する単語が含まれているか否かの確認を行っていなかった。(②)
- (注) 外為法第17条においては、銀行等は、その顧客の支払等が外為法により許可を受ける義務が課されている支払等のいずれにも該当しないこと等を確認した後でなければ、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行ってはならないと規定していることに留意。

(4) 事前登録型送金について

[検査マニュアル(別添2)Ⅱ.7.(1)③、④]

検査マニュアルにおいては、顧客に事前に受取人及び送金目的を登録させた上で、継続的に同様の内容で仕向送金を行う場合(以下「事前登録型送金」という。)において、仕向送金の都度、顧客に対して貿易規制等の確認を行うことが困難な場合には、以下のa～cの対応をとっていれば差し支えないこととしている。

- a. 顧客から受取人及び送金目的の事前登録を受け付ける際には、講じられている貿易規制等の内容を案内教示するとともに、資産凍結等経済制裁対象の仕向送金ではないことを確認するため商品名、原産地、船積地域等の情報を把握する。
- b. 一回当りの送金限度額、さらに一人の顧客が行う月間及び年間の送金限度額

を自主的に設定した上で、それぞれの限度額を超えるような送金を検出できるようモニタリングの体制を構築し、異例な送金が検出された場合には、改めて必要情報を把握するとともに、必要情報の真偽に疑いがある場合等には送金の理由となる資料の提示等を求め、慎重な確認を行う。

- c. 新たな貿易規制等が講じられた場合には、既存顧客に関して事前登録時に把握している情報から新たな規制に抵触するものか否かの確認を行うこととするが、事前登録時に把握している情報から確認ができない場合には、改めて商品名、原産地、船積地域等の情報を把握して確認を行う。

検査において指摘した事項

- ① 事前登録型送金において取り扱う大半が郷里送金等比較的少額の送金であるにもかかわらず、異例な送金を検出するための送金限度額が過大に設定されており、登録された送金目的に照らして異例な送金を検出することができるモニタリング体制となっていなかった。 (2)
- ② 事前登録型送金として、労働者による比較的少額の郷里送金以外にも、多様な送金目的の取引を取り扱っているにもかかわらず、一律に多額の送金限度額を設定していた。 (2)
- ③ 限度額を超えた送金について、送金実行前に改めて必要情報を把握していないにもかかわらず、当該送金を実行していた。 (2)

(注) モニタリングの体制とは、限度額を超えるなどの異例な送金を送金実行前に常時検出できる体制のことをいい、異例な送金が検出された場合には、送金実行前に改めて顧客から必要情報を把握する必要がある。

9. 確認結果の記録について

[検査マニュアル(別添2) II. 3. (2)(3)、7. (1)⑤]

検査マニュアルにおいては、金融機関等における事務リスク管理の観点から、銀行等の確認義務を履行した際はその確認結果等を記録する必要があるとしている。

預金口座に係る確認結果等の記録については、照合内容、照合結果及び照合を履行した旨の記録が必要であり、照合に用いた単語情報(検索のキーワード)、当該単語情報による検索の結果等が、書面又は電磁的記録等の方法により保存されている必要がある。また、確認を履行した旨の記録は、確認を行った日、確認を行った

者の氏名等当該者を特定するに足りる事項が、書面又は電磁的記録等の方法により保存されている必要がある。

送金等については、資産凍結等経済制裁対象の送金ではないことを確認するために把握した必要情報の内容並びに顧客から提示等を受けた資料を基に資産凍結等経済制裁対象の送金ではないと判断した確認内容、確認結果及び確認義務を履行した旨を記録することとしており、貿易規制等に係る記録については、必要情報等の確認を行った旨及びその確認の内容を送金依頼書等に残す必要がある。

さらに、必要情報の真偽に疑いがある場合等又は慎重な確認（制裁対象者との名義照合を含む。）を行った場合においては、資産凍結等経済制裁対象の送金ではないと判断するに至った経緯を具体的に記録しておく必要がある。

検査において指摘した事項

- (1) 顧客等が制裁対象者であるか否かの照合について、照合に用いた単語情報等の照合内容が記録されていなかった。また、照合を行った日及び照合を行った者の氏名を特定するに足りる記録が残されていなかった。 (2)
- (2) 仕向送金及び被仕向送金において、資金使途規制に係る確認及びその記録について事務規定が策定されておらず、当該規制に係る確認結果等の記録が残されていなかった。 (2)

10. 邦銀の海外支店における資産凍結等経済制裁への対応について

[検査マニュアル（別添2）Ⅱ. 8.]

邦銀の海外支店においても、顧客から依頼のあった支払等については、銀行等の確認義務に関する規定が適用される。

また、国内支店と同様、海外支店においても、外為法令等遵守に係る事務処理が適切に履行されるよう内部管理体制を整備する必要があり、現地法制等の遵守のための研修だけでなく、現地採用者を含む社員等が外為法令の遵守に係る事務処理を適正に行うために必要な外為法令及び行内事務規定等の遵守を図る研修等を行う必要がある。

検査において指摘した事項

- (1) 邦銀の海外支店において、制裁対象者への支払については、外為法上の許可が必要であるとの認識が不十分であったことから、当該制裁対象者に対して支払を行っていた（なお、本支払は中継銀行において凍結されたことから、結局、当該制裁対象者に対する支払は行われなかった）。(①)
- (2) 邦銀の海外支店において、イランが関連する仲介貿易代金の支払に係る仕向送金を行うに際し、資金用途規制に抵触するものか否か慎重な確認が行われていなかった。(②)
- (3) 邦銀の海外支店において、送金人から当該支店へ取引情報を伝達するシステムの不具合により、受取人情報の一部が欠落した状態で制裁対象者との照合及びスワフト電文の作成が行われていた。(③)

11. 海外の本支店等との間で行う支払等について

[検査マニュアル（別添2）Ⅱ. 5.(2)、7.(1)②]

海外の本支店等に対し本支店勘定を通じて支払を行うにあたり、本支店勘定を経由する支払の一部が制裁対象者名義の預金口座へ入金される場合には、当該口座へ直接入金をしなくても、制裁対象者に対する支払に該当することから、当該本支店勘定を通じた支払には外為法上の許可が必要である。

検査において指摘した事項

外為法上の許可を得ることなく、海外に所在する本店が有する制裁対象者名義の預金口座へ本支店勘定を通じて支払を実行していた。(③)

12. 事務委託先における資産凍結等経済制裁への対応について

[検査マニュアル（別添1）Ⅱ. 3.3-1(3)③、（別添2）Ⅱ. 3.(3)]

外部委託事務においても、その委託した事務の内容等に応じ、外為法令等の規定に違反することがないように、委託元が委託先を適切に管理するなどの内部管理体制を整備する必要がある。

検査において指摘した事項

新規預金口座開設に際しては、預金事務委託先において、顧客が制裁対象者か否かの確認を行う取決めとなっていたが、当該確認にかかる記録が当該委託先において適切に保存されていなかった。(3)

Ⅲ－１．金融機関等の本人確認義務関係

[検査マニュアル(別添3-1)Ⅱ.]

検査マニュアルにおいては、特定為替取引、資本取引に係る契約締結等行為又は両替に係る本人確認について、本人確認書類の提示を受けるだけでよいものと転送不要郵便物等を送付する方法により本人確認を完了するものとに区分して本人確認を行うことや、有効期限を確認して本人確認を行うことを留意事項として挙げている。また、本人確認記録の作成及び保存についても、留意事項を挙げている。

検査において指摘した事項

- (1) 代表者等の本人確認書類の写しの送付を受けた場合において、取引に係る文書を転送不要郵便物として送付していなかった。(2)
- (2) 有効期間若しくは有効期限のない書類であって発行後6ヶ月を経過したもの、又は有効期間若しくは有効期限を経過したものにより本人確認が行われていた。(2)
- (3) 代表者等について、住所の記載のない旅券等の提示を受けたが、外為省令第8条第2項各号に掲げる書類のいずれかによる住所の確認が行われていなかった。(2)
- (4) 本人確認記録について、本人確認書類の写しを本人確認記録に添付して本人確認記録とともに保存していないにもかかわらず、本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻を記録していなかった。(2)

Ⅲ－２．金融機関等の両替業務に係る取引時確認義務関係

[検査マニュアル(別添3-2)Ⅱ.]

平成25年の改正犯収法令の施行以降、取引時確認等における確認事項は、それまでの本人特定事項に加え、取引目的、職業・事業内容及び実質的支配者等へと拡大

している。また、検査マニュアルにおいては、犯収法令に基づき適切に取引時確認等を実行するための留意事項として、確認事項、確認方法及び確認記録の作成・保存について記載している。したがって、金融機関等は、これらの確認事項、確認方法及び確認記録等に係る諸規定に留意して、両替業務における取引時確認等を履行する必要がある。

検査において指摘した事項

- (1) 取引時確認が必要な200万円超の両替取引において、取引時確認に応じない顧客に対し、取引時確認を行うことなく取引を実行していた。 (3)
- (2) 取引時確認事項（本人特定事項、取引目的、職業・事業内容、実質的支配者等）の一部について、取引時確認を行うことなく両替取引を実行していた。 (3)
- (3) 取引時確認に係る確認記録について、取引時確認事項の一部が記録されていなかった。 (3)

IV. 特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)の経理等関係

[検査マニュアル(別添4)]

検査マニュアルにおいては、特別国際金融取引勘定(以下「オフショア勘定」という。)の経理を適切に行うため、オフショア勘定で経理される取引又は行為の適格性、オフショア勘定とその他の勘定との間の資金振替に係る経理基準の遵守状況及びオフショア勘定の経理に使用する外国為替相場等についてチェック項目としている。

検査において指摘した事項

1. 不適格資産の計上について
オフショア勘定に経理する外国公社債等(既発債)の取得に伴い販売者へ支払った経過利子を仮払金としてオフショア勘定の資産に計上していた。 (1)
2. 入超規制違反について(注)
 - (1) オフショア勘定の運用・調達のバランス管理について、フロントオフィスとバックオフィスの連携が不十分であったことから、入超規制違反を看過していた。 (1)

- (2) オフショア勘定の経理とその他の勘定の経理に異なる外国為替相場を用いていたことから、正しい外国為替相場で再計算を行った結果、入超規制違反となった。(①)
- (3) 非居住者が発行した証券(外国債)を居住者(オフショア勘定承認金融機関ではない金融機関)から取得・計上していたため、入超規制違反となった。(①)

<参考>オフショア勘定における証券の取得は、適格非居住者及び他のオフショア勘定承認金融機関から取得する場合についてのみ認められている。この場合において、他のオフショア勘定承認金融機関から取得するときは、当該他のオフショア勘定承認金融機関がオフショア勘定で経理しているものに限られる。

(注) 入超規制

オフショア市場の「外-外」取引を確保するため、オフショア勘定とその他の勘定との間の資金振替は原則禁止されているが、多数かつ多額の取引が行われる過程で、オフショア勘定における運用と調達を完全には対応できないといった事態が生じる可能性があることから、一定の範囲でオフショア勘定とその他の勘定との間の資金振替を認めている。

法令上では、外為令第11条の2第8項においてオフショア勘定とその他の勘定との間の資金振替に以下の制限を課している。

- (1) 毎日の終業時におけるオフショア勘定からその他の勘定への資金の振替額は、前月のオフショア勘定の対非居住者運用資産の平均残高(平均残高が100億円以下の場合は100億円)に10%を乗じて得た金額を限度とする。
- (2) オフショア勘定とその他の勘定との間の資金の振替額は、1か月を合計して、ネットでオフショア勘定からその他の勘定への資金の流入超となってはならない。

V. 両替業務に係る疑わしい取引の届出義務関係

[検査マニュアル(別添5) I. 2.(1)、II. 1.(1)]

検査マニュアルにおいては、特定事業者に対し、疑わしい取引の届出を行うための具体的な事務手順書の作成を求めており、事務手順書には、個別の取引が疑わしい取引に該当するか否かを判断するための疑わしい取引の参考事例集が含まれている必要があるとしている。

また、特定事業者は、疑わしい取引の参考事例集や当該取引に関する情報から、疑わしい取引の届出を行う必要があるか否かを判断し、判断できない取引が発見された場合においては、当該取引が疑わしい取引に該当するか否かを判断するために必要な情報を確認する必要がある。

検査において指摘した事項

- (1) 顧客との間で多額の現金による両替取引を行うに際し、取引目的等の情報を確認していなかったことから、当該両替が疑わしい取引に該当するか否かの判断が適切に行われていなかった。(②)
- (2) 偽造通貨を収受した両替取引において、疑わしい取引に該当するか否かの判断を適切に行わなかったことにより、当該両替取引について疑わしい取引の届出を行っていない。(③)

VI. 外国為替取引に係る通知義務関係

1. 外国為替取引に係る本人特定事項等の通知について

[検査マニュアル(別添6)]

検査マニュアルにおいては、犯収法第10条の規定に基づく外国為替取引に係る通知義務の確実な履行を確保するため、顧客から外国為替取引の依頼を受ける特定事業者の営業部門は外国送金依頼書に記載を受ける等の方法により通知事項を適切に把握し、また、外国為替取引に係る送金事務を行う事務部門は営業部門の把握した顧客の本人特定事項等を正確に通知することを求めている。

また、検査マニュアルでは、個別の外国為替取引における通知義務の履行状況のほか、通知義務履行のための内部管理体制の整備についてもチェック項目としている。

検査において指摘した事項

- (1) 法人の名称に代えて略称を通知していた。(①)
- (2) 送金依頼書上に新・旧の複数の住所が記載されていた際に、新住所を通知すべきところ、旧住所を通知していた。(①)

(3) 代り金の引落口座番号ではなく、送金手数料の引落口座番号を通知していた。

(1)

(4) 顧客から受け付けた仕向送金について、仕向銀行が中継銀行に送金依頼書をFAXする際、通知内容の明確化を怠ったため、中継銀行が仕向銀行の顧客口座番号又は取引参照番号を通知していなかった（スイフト電文の作成及び発信を仕向銀行が中継銀行に委託していたケース）。 (1)

(5) 自然人と外国為替取引を行うに際し、顧客の氏名ではなく、屋号を通知していた。 (2)

(6) 自然人と外国為替取引を行うに際し、顧客のミドルネーム等をイニシャルにし又はミドルネーム等自体を省略する等、顧客の氏名の一部を省略して通知していた。 (2)

(7) 自然人や人格のない社団と外国為替取引を行うに際し、顧客の本人特定事項ではなく、代理人や人格のない社団の代表者等の本人特定事項を通知していた。 (2)

(8) 自然人と外国為替取引を行うに際し、住居ではなく勤務先の所在地を通知していた。 (2)

(9) 法人と外国為替取引を行うに際し、本店又は主たる事務所の所在地ではなく、支店や事務所等の所在地を通知していた。 (2)

(10) 証券会社等の顧客から外国送金の依頼を受けた場合は通知義務が発生しないとの誤認から、当該外国為替取引に係る口座番号等を通知していなかった。 (2)

(注) 犯収法第4条第1項の取引時確認等に係る規定では、所定の本人確認書類により本人特定事項を確認することとしており、外国人名のうち本人確認書類によりアルファベット名が把握できている場合には、ミドルネーム等を省略することなく、本人確認により確認された（本人確認書類に表記されている）アルファベット名を正確に通知する必要がある。

2. 中継銀行にスイフト電文の作成・発信を依頼する際の通知事項の明確化について

[検査マニュアル（別添6）Ⅱ. 2.]

検査マニュアルにおいては、顧客からの送金を受け付けた特定事業者（仕向銀行）がスイフト電文の作成かつ発信を他の特定事業者（中継銀行）に依頼する場合、当該

依頼を受けた中継銀行が誤った事項を通知しないよう、仕向銀行が中継銀行に対して正確な通知事項を通知することを求めている。

また、中継銀行はスイフト電文の作成に際して、仕向銀行との間で正確な電文を作成するための連携をとる必要がある。

— 検査において指摘した事項 —

顧客から受け付けた仕向送金について、仕向銀行が中継銀行に送金依頼書をFAXする際、通知内容の明確化を怠ったため、中継銀行が仕向銀行の当該外国為替取引に係る口座番号等を通知していなかった。 (2)